

平成28年度「こころの東京革命」普及啓発事業補助金交付要綱

平成28年4月1日
27青総青第1345号

第1 目的

この要綱は、東京都の提唱する「こころの東京革命」の理念である公德心や規範意識及び思いやりの心の高揚を図るため、区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助することにより、都民一人ひとりの行動促進に寄与することを目的とする。

第2 補助事業等

この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村が実施または助成する事業であって、次に掲げる活動に係るものとする。

対 象 事 業	事 業 内 容
1 講座開催事業	公德心、規範意識及び思いやりの心の高揚を図るために年間を通じて複数回実施する講座開催事業
2 普及啓発事業	公德心、規範意識及び思いやりの心の高揚を図るために開催する講演会や各種交流イベント開催並びに広報普及啓発資料作成・配布事業
3 体験・経験の場提供事業	地域の子供、あるいは大人と子供と一緒に自然体験、野外活動、社会奉仕活動、伝統文化継承活動、外遊び体験活動をする場の提供を通じ、社会の中での人との関わりを持たせ、規範意識や他人を思いやる心を育むための事業

第3 補助金の額

- 1 補助金は、補助事業の実施に要する額の2分の1以内（1,000円未満を切り捨てる。）とし、1区市町村につき100万円を限度とする。
- 2 前項に規定する補助金額は、都の予算の範囲内において決定する。

第4 交付の申請

補助金の交付を申請しようとする区市町村長は、必要な書類を添えて事業計画書（別記第1号様式）及び申請書（別記第2号様式）をそれぞれ別に定める日までに知事に提出しなければならない。

第5 交付の決定

知事は、第4の申請があったときは、その内容を審査し補助金の交付を適当と認め、交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

第6 申請の撤回

区市町村長は、第5の規定による通知を受領した場合において、補助金の交付決定

の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該交付決定通知書受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第7 交付の条件

知事は、補助金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付を決定した後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 変更承認

(1) 区市町村長は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 知事は、申請の内容を審査し、承認することを決定したときは承認書（別記第5号様式）を交付し、承認しないことを決定したときは通知書（別記第6号様式）によりその旨通知する。

3 事故報告

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の遂行状況について必要があると認めるときは、状況報告書の提出を求めることがある。

5 事業の遂行命令

(1) 知事は、4に規定する報告、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 区市町村が、(1)に規定する命令に違反したときは、知事は区市町村長に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は当該事業の廃止の承認を受けたときは、必要な書類等を添えて速やかに実績報告書（別記第7号様式）により知事に報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、6の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に額の確定通知書（別記第8号様式）により通知する。

8 補助金の請求

- (1) 区市町村長は7の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに請求書（別記第9号様式）を提出しなければならない。
- (2) 知事は前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、これを支払うものとする。

9 是正のための措置

- (1) 知事は、7に規定する調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずる。
- (2) (1)に規定する命令により必要な処置をした場合においても、6に定める実績報告は行わなければならない。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、区市町村が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、7により補助金の額を確定した後においても適用する。

11 補助金の返還

知事は、1又は10の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

12 違約加算金

区市町村長は、10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第8 その他

- (1) この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) この補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。
- (3) 区市町村等は、この補助事業の実施にあたって、別に定めるところにより「こころの東京革命」推進事業である事を明記し、「こころの東京革命」ロゴマークの表示を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。